

新旧対比表

217-017「当座勘定規定(一般用)」

改正前	改正後
<p>第1条～第6条(省略)</p> <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条～第15条(省略)</p>	<p>第1条～第6条(変更なし)</p> <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p><u>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>① 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p><u>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第15条(変更なし)</p>

新旧対比表

217-017「当座勘定規定(一般用)」

改正前	改正後
<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第26条(省略)</p> <p><u>第27条(個人信用情報センターへの登録)</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第28条(規定の変更)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第16条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第26条(変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p>第27条(規定の変更)</p> <p>(以下、変更なし)</p>

新旧対比表

217-018「当座勘定規定(個人用)」

改正前	改正後
<p>第1条～第6条(省略)</p> <p>第7条(小切手、手形の支払)</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>③当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p>第8条(手形、小切手用紙)</p> <p>①当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください③ 前2項以外の手形または小切手については、当行はその支払をしません。</p> <p>③ 前2項以外の手形または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④小切手用紙、手形用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条～第15条(省略)</p>	<p>第1条～第6条(変更なし)</p> <p>第7条(小切手、手形の支払)</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>③ 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出または引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は書面によってください。</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p> <p>第8条(小切手、手形用紙)</p> <p>① 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。</p> <p>② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または手形については、当行はその支払をしません。</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした小切手または手形のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 小切手用紙、手形用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした小切手または手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該小切手または手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第15条(変更なし)</p>

新旧対比表

217-018「当座勘定規定(個人用)」

改正前	改正後
<p>第16条(署名印鑑照合等)</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第26条(省略)</p> <p><u>第27条(個人信用情報センターへの登録)</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u></p> <p><u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u></p> <p><u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第28条(規定の変更)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第16条(署名鑑照合等)</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u>を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 小切手、手形として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まず)</u>を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める小切手用法、手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第17条～第26条(変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p>第27条(規定の変更)</p> <p>(以下、変更なし)</p>

新旧対比表

217-019「当座勘定規定(専用約手口用)」

改正前	改正後
<p>第1条～第6条(省略)</p> <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>②当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。</p> <p>第8条(手形用紙)</p> <p>①当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② 手形用紙の請求があった場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>③専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条～第13条(省略)</p>	<p>第1条～第6条(変更なし)</p> <p>第7条(手形、小切手の支払)</p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>② <u>前項の支払にあたっては、手形の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。</p> <p>第8条(手形用紙)</p> <p>① 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>② <u>当座勘定から支払をした専用約束手形のうちに、本人が振出したものではない手形や改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>③ 手形用紙の請求があつた場合には必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④ 専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤ 当座勘定から支払をした専用約束手形の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>⑥ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第9条～第13条(変更なし)</p>

新旧対比表

217-019「当座勘定規定(専用約手口用)」

改正前	改正後
<p>第14条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第15条～第23条(省略)</p> <p><u>第24条(個人信用情報センターへの登録)</u> <u>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u> <u>1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。</u> <u>2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</u> <u>3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。</u></p> <p>第25条(規定の変更)</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第14条(印鑑照合等)</p> <p>① 手形、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まます</u>)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形として使用された用紙(<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含まます</u>)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第15条～第23条(変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p>第24条(規定の変更)</p> <p>(以下、変更なし)</p>

新旧対比表

217-023「当座勘定規定(CP専用口)」

改正前	改正後
<p>第1条～第6条(省略)</p> <p>第7条(コマーシャル・ペーパーの支払)</p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示されたコマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>② CPを支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 <u>(新設)</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください</p> <p>第8条(CP専用用紙)</p> <p>① 当店を支払場所とするCPを振出す場合には、当行が交付したCP専用用紙を使用してください <u>(新設)</u></p> <p>② CP専用用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>③ この当座勘定取引においてはCP専用用紙以外に手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>④ CP専用用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。 <u>(新設)</u></p> <p>第9条～第12条(省略)</p>	<p>第1条～第6条(変更なし)</p> <p>第7条(コマーシャル・ペーパーの支払)</p> <p>① この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示されたコマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。</p> <p>② CPを支払う場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>③ <u>前項の支払にあたっては、CPの振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めるを含みます)があります。</u></p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、当行所定の請求手続をしてください。</p> <p>第8条(CP専用用紙)</p> <p>① 当店を支払場所とするCPを振出す場合には、当行が交付したCP専用用紙を使用してください。</p> <p>② <u>当座勘定から支払をしたCPのうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行宛に連絡してください。</u></p> <p>③ CP専用用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>④ この当座勘定取引においてはCP専用用紙以外に手形用紙および小切手用紙は交付しません。</p> <p>⑤ CP専用用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。</p> <p>⑥ <u>当座勘定から支払をしたCPの用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができなものとします。</u></p> <p>⑦ <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該CPの写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>第9条～第12条(変更なし)</p>

新旧対比表

217-023「当座勘定規定(CP専用口)」

改正前	改正後
<p>第13条(印鑑照合等)</p> <p>① CP、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そのCP、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② CPとして使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>第13条(印鑑照合等)</p> <p>① CP、請求書、諸届け書類等に使用された印影または署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、そのCP、請求書、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② CPとして使用された用紙(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める約束手形用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>(以下、変更なし)</p>